

循環バスの見直しについて

1 時刻表策定に当たり市の考え方について

①作成に当たり市が配慮した点

- ・各ルートの本数の維持(全40本(西14本、東8本、南9本、北9本))
- ・第二小学校の通学に配慮(北ルート)
- ・西白井駅を重要な交通拠点として考え、乗り入れ本数の増加(52本→61本)
- ・西白井駅で他の公共交通を含め乗り継ぎに最大限配慮
- ・西白井駅での停車時間(1分から5分程度)を設定
- ・路線バス事業者と運行時刻が重複しないよう最大限配慮
- ・乗務員の休息時間に配慮(15~20分)

②懸念

- ・病院を回ることの影響で運行時間が長くなり乗務員の負担が増
東ルート:24.90 km⇒26.65 km(1.75 km増)、65分⇒70分(5分増)
北ルート:31.45 km⇒34.90 km(3.45 km増)、70分⇒85分(15分増)
南ルート:22.45 km⇒23.60 km(1.15 km増)、65分⇒70分(5分増)
西ルート:21.10 km⇒11.85 km(9.25 km減)、55分⇒45分(10分減)
⇒対策:乗務員の休息時間を確保することで対応

2 バス停の名称について (資料1「新設停留所位置図」)

前回の会議の中で「根」として提案したが、他の名称に変更するよう指摘があったことから、次のとおりとする。

新たなバス停名称:「ナリタヤ白井店前」



名称選定に当たり、小字名、交差点名、道路名、自治会名なども検討したが、すでに使用されているなど適当な名称がなかった。そのため、企業名であってもそのエリアのシンボリックな施設名等を使用したほうが利用者にとって利便性の向上に繋がると判断し、「ナリタヤ白井店前」を採用することとした。

3 今後のスケジュールについて

- 3月まで バス停の設置等について、警察、道路管理者(県及び市)
- 4月下旬 新たに運行するバス事業者と契約
- 5月中旬 関東運輸局千葉運輸支局へ地域公共交通会議の協調書を添えて申請
- 6月中旬 関東運輸局千葉運輸支局より認可
認可後、直ちに時刻表印刷
- 7月 周知期間(1カ月)
- 8月 新ルートでの運行開始

新設停留所位置図

資料 1

停留所名称	ナリタヤ白井店前	
所在地	 千葉県白井市根 154-1 地先	
	 千葉県白井市根 438 地先	

